

# 大治町スポーツセンター内カフェ運営事業者

## 公募型プロポーザル募集要項

### 1. 募集概要

大治町スポーツセンターリノベーション事業の完成に伴い、子どもや保護者を中心とした多世代が交流でき、町民に愛される新たな施設として「おおはる みんなの広場」が整備され、子どもたちが集うキッズエリアとその保護者や来館者が気軽に立ち寄れるカフェ施設が令和8年4月に誕生しました。

このカフェ施設において、飲食物の提供を行うとともに、施設利用者の利便性向上及びスポーツセンター全体のにぎわい創出に資する取組を実施していただく運営事業者を、公募型プロポーザル方式により募集します。

### 2. 募集の要件

大治町内に個人又は法人の事業所があり、かつ、飲食業を営んでいる方、若しくは町内に住所を有し町外で飲食業を営んでいる方で、カフェ施設及びカフェ施設に隣接する共用エリアを活用し、にぎわい創出事業を実施することが可能な事業者となります。

にぎわい創出事業は、運営事業者が単独で実施するもののほか、大治町商工会その他関係団体と連携して実施するものを含みます。

※「にぎわい創出事業」とは、カフェ施設及び共用スペースを活用し、来館者の滞在促進、交流促進、施設利用の活性化につながる催し、企画、物販、情報発信その他これらに類する取組をいいます。なお、当該事業には、運営事業者が単独で実施するもののほか、大治町商工会、友好交流協定団体、商工会員その他関係団体と連携して実施するものを含みます。

運営事業者は、飲食物の提供に付随する物品販売又は施設のにぎわい創出に資する物品販売を行うことができます。ただし、物品販売を行う場合は、関係法令を遵守するとともに、スポーツセンターの施設管理、一般利用者の利用、キッズエリアその他共用スペースの運営に支障を生じさせないよう配慮するものとします。

### 3. 施設全体の概要

名 称	大治町スポーツセンター（平成8年3月開館）
所 在 地	大治町大字北間島字藤田33番地の1
敷地面積	10,481㎡
建築面積	4,341.08㎡
延べ面積	8,341.60㎡
駐車可能台数	160台程度（障がい者用6台含む）
開館時間	午前9時から午後9時（日曜・祝日は午後6時閉館）
休 館 日	毎週水曜日・祝日の翌日・年末年始（12月29日～1月3日） ※上記の他、臨時に開館、休館する場合があります。
施設案内 （収容人数）	1階：武道場兼軽運動室（80人）・サブアリーナ（424人）・トレーニング室 【新設】キッズエリア（90人程度）・カフェ共用エリア（40人程度） 2階：メインアリーナ（2,006人）・会議室兼研修室（45人） 選手ミーティング室（90人）・ランニングコース
年間来館者	令和6年度実績 約10万人（1日330人） 新設エリア見込 約2.6万人（1日90人）

### 4. カフェ厨房施設の概要

延べ面積	36.6㎡（別紙1配置図）
営業時間	施設の貸館時間内とし、カフェ運営事業者と町の協議により決定 （午前10時から午後5時までの営業時間を想定）
休 業 日	毎週水曜日・祝日の翌日・年末年始（12月29日～1月3日） ※上記の他、臨時に開館、休館する場合があります。
厨房備品	別紙2 厨房備品一覧表

### 5. 出店の条件

#### （1）営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、上記3・4に記載する日時を想定しています。ただし、やむを得ず臨時休業する場合は、町に届け出をしてください。

#### （2）従事者の配置

営業時間中は、少なくとも食品衛生責任者1名と従業員1名以上を常駐させてください。ただし、休憩を伴う場合は、この限りではありません。

### (3) 飲食等

- ① 飲食の提供は、対面販売とします。
- ② 提供するメニュー及び価格は運営事業者が定め、町に届け出てください。なお、アルコール類の提供は、禁止とします。
- ③ カフェを利用しない一般来場者に配慮するため、食品の調理時や食品そのものの匂いが強いメニューの提供は控えてください。
- ④ 飲食に伴う容器等の備え付けは、ありません。運営事業者で用意してください。
- ⑤ カフェに隣接する共用スペースは、一般来場者も使用します。
- ⑥ 共用スペースに設置してある机・椅子等を、カフェ利用者及び一般来場者が水拭きできるようテーブルタオル等を備えてください。
- ⑦ 運営事業者が単独、または商工会と連携して物販及び催しを行うことを、可能とします。物販及び催しを行う場合は、関係法令を遵守するとともに、施設管理上支障がないよう配慮してください。

### (4) 設備・備品等

- ① 町が設置した厨房設備等以外の設備及び備品が必要な場合は、運営事業者の負担により設置することは可能です。
- ② 看板・張り紙等の表示は、事前に町の承認を得てください。
- ③ 共用スペース内にある机・椅子等は、町又は商工会が行うイベントによりレイアウトを変更する場合があります。また、運営事業者によりレイアウトを変更する場合は、町へ確認してください。

### (5) 衛生管理

- ① カフェ厨房施設・共用スペースのうち、運営事業者が使用する範囲について、防虫防鼠、衛生管理、ごみ処理及びグリストラップ等の清掃を運営事業者の負担で実施してください。
- ② ごみ処理にあたっては、関係法令を遵守し、町の指示に従って適正に処理してください。

### (6) 経費の負担

- ① カフェの運営について、光熱水費・使用料その他一切の運営経費は、運営事業者の負担とします。
- ② 納付方法や納付時期については、町が指定するものとします。

### (7) その他

- ① 町は、施設の管理上必要がある場合、運営事業者の許可を得ることなく、カ

フェ内に立ち入ることがあります。

- ② 運営事業者は、食中毒等の事故や利用者等とのトラブルを未然に防止するよう衛生管理、事故防止、苦情対応及び緊急時対応に関するマニュアルを作成し、町に提出してください。
- ③ スポーツセンターは、災害時に避難所となりますので、避難所となった場合は臨時休業となります。
- ④ スポーツセンターで大きな大会が開催される場合は、原則カフェ運営は可能ですが、キッズエリアの利用者を制限する場合があります。

## 6. 契約等の条件

### (1) 契約の方法

- ① 行政財産の許可使用に係る使用料条例（昭和59年大治町条例第30号）及び大治町公有財産規則（昭和60年大治町規則第5号）の規定に基づく使用許可とします。

なお、運営期間は5年間有効としますが、使用許可は1年単位で許可します。

使用許可は、毎年度、運営状況、使用料の納付状況、法令遵守状況その他必要な事項を確認した上で更新するものとします。

また、運営終了を希望する場合は、運営終了日の6か月前までに、町に対して書面により届け出をしてください。

施設使用料は、現行規定に基づき、月額16,104円とします。算定根拠は、1㎡当たり月額440円に、カフェ厨房施設の面積36.6㎡を乗じた額です。

なお、施設使用料については、近隣自治体その他公共施設における類似事例等を参考に、令和9年4月以降、月額5万円前後に見直す予定です。（使用料の改定は、町議会での議決が前提となります。）

水道料金及び電気料金は、メーターによる実費負担とします。ただし、個別メーターによる算定が困難な場合は、町が合理的と認める方法により算定します。

- ② カフェ施設の運営を、第三者に再委託をすることはできません。
- ③ カフェの営業にあたり、関係法令及び町の指示事項を遵守しなければならない。
- ④ 町は、次の場合に行政財産使用許可を取り消すことがあります。この場合において、町は運営事業者が生じた損失を補償しません。  
ア 運営事業者が町に許可を得ず休業したとき。

イ 運営事業者が複数月の使用料を滞納したとき。

ウ 運営事業者が使用許可条件や町の指示事項に違反したとき。

エ その他町が使用許可を継続することが適当でないと認めるとき。

- ⑤ ④により使用許可が取り消された場合は、運営事業者は設備等を原状回復するとともに、町の承認を受ける必要があります。なお、運営事業者において現状回復されないときは町が現状回復し、その費用の支払いを請求いたします。

また、運営事業者が使用許可の範囲に投じた有益費又は必要費があっても、これを町に請求することはできません。

#### ⑥ 保険の加入

運営事業者は、営業開始日の前日までに、自己の負担により、次に掲げる保険又はこれらと同等以上の補償内容を有する保険に加入し、保険証券又は保険加入証明書の写しを町に提出してください。

##### a. 施設賠償責任保険

施設の使用、管理又はカフェ営業の遂行に起因して、第三者の身体又は財物に損害を与え、運営事業者が法律上の損害賠償責任を負う場合を補償するもの。補償金額は、次の額以上とする。

- ・ 対人賠償 1名につき1億円以上
- ・ 対人賠償 1事故につき3億円以上
- ・ 対物賠償 1事故につき2,000万円以上

##### b. 生産物賠償責任保険又は食中毒賠償責任保険

運営事業者が提供又は販売した飲食物を原因として、食中毒、異物混入その他食品衛生上の事故が発生し、第三者に身体障害又は財物損害等を与えた場合に、運営事業者が法律上の損害賠償責任を負う場合を補償するもの。

補償金額は、次の額以上とする。

- ・ 1事故につき1億円以上

##### c. 使用許可施設等に係る損害賠償責任を補償する保険

運営事業者が使用許可を受けたカフェ厨房施設、町が設置した厨房設備、附属設備、その他町の所有又は管理に属する建物・設備等について、火災、破裂・爆発、水ぬれ、漏水その他偶然な事故により損害を与え、町に対して法律上の

損害賠償責任を負う場合を補償するもの。

補償金額は、次の額以上とする。

- ・ 1 事故につき 2 億円以上

なお、当該保険については、保険会社又は保険代理店に対し、行政財産使用許可による使用形態であっても補償対象となることを確認した上で加入するものとする。

- ⑦ 運営事業者は、その責に帰すべき理由により、カフェ施設・共用エリアの全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による施設の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、運営事業者が自己の負担によりカフェ施設を現状に回復した場合は、この限りではありません。
- ⑧ 運営事業者は、毎年度終了後に経営状況報告書を作成し、速やかに町に提出してください。
- ⑨ 事故やトラブルが発生したときは、遅滞なく町へ報告してください。

#### 7. カフェ施設経費負担区分表

項目	町	事業者	備考
カフェ施設の管理		○	日常清掃・使用料を含む
厨房設備・備品	○		厨房設備・備品の修繕
食器・調理器具		○	食器・鍋・釜・包丁・箸・ストロー等
光熱水費		○	電気・水道・携帯電話通信料等
防虫防鼠対策		○	随時
ごみ処理		○	事業系として搬出
事務用品等		○	文具・用紙・領収書等
材料費		○	主食・副食・調味料等
人件費		○	給与・賞与・保険・諸手当等
旅費・交通費		○	研修費等
通信費		○	電話・FAX・郵送料等
厨房消耗品		○	洗剤・ラップ・衣服等
健診・検便料		○	定期健康診査・検便等
医薬品		○	救急用常備品等

リース料		○	券売機等
宣伝費		○	メニュー表・POP等
営業許可申請費用		○	各種講習会参加費等含む
損害賠償責任保険		○	保険加入要
共用エリアの日常管理		○	机・椅子・床の清掃・管理
共用エリアの修繕	○		机・椅子・床の修繕
消防設備	○		修繕・定期点検等
その他記載の無い物		○	その都度協議

## 8. 参加資格

(1) 次の条件を満たす事業者が、参加することができます。なお、虚偽の申告がなされた場合は、参加資格を取り消すものとします。

- ① 大治町内に個人又は法人の事業所があり、かつ2年以上継続して飲食業を営んでいる方。
- ② 大治町内に住所を有し、町外で2年以上継続して飲食業を営んでいる方。
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可など必要な許可を有しており、当施設でも必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- ④ 飲食業に関する法令等を遵守できること。
- ⑤ 過去2年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく町の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続き開始の申立て又は更生手続中でないこと、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨ 国税及び地方税の滞納がないこと。

## 9. 選定方法

### (1) 選定委員会の設置

町は、応募者から提出された提案の審査を行うため、「大治町スポーツセンタ

一内カフェ運営事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、評価基準に基づき公正な選定を行うものとする。なお、委員会は、非公開とする。

## (2) 選定方法

- ① 運営事業者の選定にあたっては、選定委員が提出された企画提案書をもとに委員会で審査し、総合的な評価により採点し、合計点数の平均(総合評価点数)が最高点を得た応募者を運営事業候補者に選定する。
- ② 応募者が1者の場合でも、審査の結果が評価基準を上回る場合は候補者として決定する。
- ③ 評価の合計点数の平均(総合評価点数)が6割に満たない者は、失格とする。

## 10. 評価基準等

### (1) 評価基準

評価項目	評価内容	配点
カフェの運営コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キッズエリア及びスポーツセンターの施設コンセプトに沿った運営方針となっているか。</li> <li>・来館者の滞在促進、交流促進、施設利用の活性化につながる提案となっているか。</li> </ul>	10点
カフェの運営形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェ責任者・従事者の配置体制は適切か。</li> <li>・営業時間、提供方法、集客や収益の工夫が現実的か。</li> <li>・物販及びにぎわい創出事業の実施体制が示されているか。</li> </ul>	10点
提供メニューと販売価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キッズエリア併設店として、子ども連れ、保護者、トレーニング利用者、一般来館者に配慮したメニュー構成及び価格設定となっているか。</li> </ul>	10点
安全・衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生、異物混入防止、食中毒予防、事故防止、苦情対応、緊急時対応について具体的な管理方法が示されているか。</li> </ul>	10点
カフェの収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月間及び年間の収支計画が適切に見込まれているか。</li> </ul>	10点

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料、光熱水費、人件費、保険料等を踏まえ、継続可能な収支計画となっているか。</li> <li>・年間収支実績額が赤字となった場合の補填計画や、赤字解消対策が適切に示されているか。</li> </ul>	
現在の飲食業の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存事業の概要、営業年数、年間売上、収支状況、確定申告書等を踏まえ、安定して経営する能力があるか。</li> </ul>	10点
独自提案事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本要項に定める内容以外に、にぎわい創出、共用スペース活用、物販、イベント時の協力、スポーツセンターの魅力向上につながる提案があるか。</li> </ul>	10点
合 計		70点

## (2) 配点基準

劣っている	やや劣っている	普通	やや優れている	優れている
2点	4点	6点	8点	10点

## (3) 募集スケジュール

項 目	日 時
参加申込開始日	令和8年6月30日(火) 午前9時～
施設見学日	令和8年7月14日(火) 午前10時・午後2時 7月24日(金) 午前10時・午後2時 8月 3日(月) 午前10時・午後2時 ※希望日の3日前までに①商号又は名称②見学者氏名(2名まで)③希望見学日時を記載の上、スポーツ課へメールにて申し込みをしてください メールアドレス:sportska@town.oharu.lg.jp
質問受付期間	令和8年6月30日(火)～8月4日(火)
質問回答期限	令和8年8月10日(月)
参加申込書提出期限	令和8年8月14日(金) 午後5時
企画提案書提出期限	令和8年8月21日(金) 午後5時
プレゼンテーション	令和8年8月28日(金)
選定通知	令和8年9月4日(金)

#### (4) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、運営事業候補者としての決定を取り消し、次点候補者を選定します。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう行為により、運営事業候補者としてふさわしくないと町が認めたとき。
- ③ 運営事業者が参加資格に該当しなくなったと町が認めたとき。

#### 1 1. 応募方法

##### (1) 参加申込書の提出方法

- ① 参加申込書は、産業環境課宛に持参、郵送又はメールにより提出してください。
- ② 電子メールにより提出する場合は、提出期限までに町が受信したものに限り有効とします。
- ③ 電子メール送信後、応募者は産業環境課へ電話等により受信確認を行ってください。なお、町が必要と認める書類については、後日、原本の提出を求める場合があります。

##### (2) 応募手続

- ① 応募を希望する者は、まず参加申込書（様式第1号）及び参加資格の確認に必要な書類を提出するものとします。
- ② 町は、提出された参加申込書及び関係書類により、参加資格の有無を確認します。
- ③ 参加資格を有すると認められた者に対し、町は、企画提案書、収支計画書その他審査に必要な書類の提出を求めます。
- ④ 参加資格を有すると認められたことは、運営事業候補者として選定されたことを意味するものではありません。

##### (3) 募集要項に対する質問書の提出方法

質問は、様式第2号によりメールで送信してください。

質問に対する回答は、質問者に回答します。

##### (4) 企画提案書の提出

企画提案書は、参加資格を有すると認められた者に限り、産業環境課宛に電子メール、持参又は郵送により提出してください。電子メールにより提出する場合は、提出期限までに産業環境課が受信したものに限り有効とします。

(5) プレゼンテーション

企画提案書に基づき、代表者の方がプレゼンテーションを実施してください。  
なお、代表者より委任された場合は、受任者で行うことができます。

(6) 提出書類

参加申込書 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人） 個人の場合は住民票の写し 既存事業の概要、経営形態、直近2年の決算資料 国税及び地方税の納税証明書（3か月以内のもの） ※添付書類が提出されない場合は、参加申込を受付けできません。	様式第1号	1部
質問書	様式第2号	1部
企画提案書	様式第3号	1部

1 2. その他

- ① 施設内でキッチンカー等による飲食物の販売が行われる場合があります。
- ② 応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- ③ 提出された資料は、個人情報を除き情報公開制度により公開される場合があります。
- ④ 提出された資料は、返却しません。
- ⑤ 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、町の見解を優先します。
- ⑥ 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とします。

1 3. 提出及び連絡先

490-1192  
大治町大字馬島字大門西1番地の1  
大治町役場 建設部 産業環境課  
電話 052-444-2711  
FAX 052-443-4468  
Mail:sangyokankyoka@town.oharu.lg.jp

年 月 日

参加申込書

大治町長 様

(参加申込者)

商号又は名称

代表者氏名

所在地

担当者

電話番号

E - m a i l

大治町スポーツセンター内カフェ運営事業者公募型プロポーザル募集要項に基づき、参加を申し込みます。

なお、同要項8の参加資格を満たしていることを確認し、次のとおり関係書類を提出します。

添付書類

法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人）	1部
個人の場合は住民票の写し	1部
既存事業の概要、経営形態、直近2年の決算資料	1部
国税及び地方税の納税証明書（3か月以内のもの）	1部

※書類の添付がない場合は、参加申込を受付けできません。



様式第3号

年 月 日

## 企 画 提 案 書

大治町長 様

(参加申込者)

商号又は名称

代表者氏名

所 在 地

担 当 者

電 話 番 号

E - m a i l

大治町スポーツセンター内カフェ運営事業者公募型プロポーザル募集要項に基づき、企画提案書を提出します。

# 企 画 提 案 書

参加申込者名 \_\_\_\_\_

## 1. カフェの運営コンセプトについて

※キッズエリア及びスポーツセンターの施設コンセプトに沿った運営方針など、具体的に記載してください。

※店名及び店の名称のコンセプトは何か、記載してください。

※来館者の滞在促進、交流促進、施設利用の活性化につながる提案など具体的に記載してください。

◎枠内の行数が不足する場合、行を追加して記載してください。(以下同じ。)

## 2. カフェの運営形態について

※カフェ責任者・従事者の配置体制をどのように考えているか、記載してください。

※営業時間、提供方法、集客や収益の工夫について、どのように考えているのか記載してください。

※物販の実施計画について、記載してください。

※にぎわい創出事業の提案内容について、記載してください。

### 3. 提供メニューと販売価格について

※キッズエリア併設店として、子ども連れ、保護者、トレーニング利用者、一般来館者に配慮したメニュー構成及び価格設定について、詳細に記載してください。  
(任意様式とし、別紙可)

### 4. 安全・衛生管理について

※食品の提供に際して想定される異物混入防止対策や衛生・品質の管理方法を具体的に記載してください。

## 5. カフェの収支計画について

※月間の収支計画を、詳細に記載してください。(任意様式とし、別紙可)

※年間収支実績額が赤字となった場合の補填計画や、赤字解消対策をどのように実施するのか記載してください。

## 6. 現在の飲食業の経営状況について

※現在経営している飲食業について、屋号・業態(例：喫茶店)・所在地・事業開始年月・年間売上高・経営状況(会社概要・収支実績書・確定申告書等を添付)を原則店舗ごとに記載してください。

## 7. 参加申込者の独自提案事項について

※本要項以外で参加申込者が取り組むことができる独自提案がありましたら、記載してください。

## メニュー構成のプラン

	主要品目	標準価格帯	売上構成比	品目の特徴
提供品目(メニュー) の概要 ※別途メニュー案があれば添 付してください。		円	%	
		円	%	
		円	%	
		円	%	
		円	%	
		円	%	
予定(希望)営業時間	(平日)                    時   分   ～                    時   分 (土日祝)                時   分   ～                    時   分			
採用従業員数	社員            名   /   常時パート            名 (総数            名)			
その他の提案 ※その他特にアピールしたい 事項等があれば記載してくだ さい。				

## 収支計画書

## I 投資計画

初期投資額		資金の調達方法	
項目	金額	項目	金額
設備費用	千円	手持資金	千円
什器費用	千円	借入金	千円
	千円		千円
その他	千円	その他	千円

## II 使用料・来店者数・収支見込（月額平均）

項目		収支見込	備考
来店者数		人	
売上高(①)		円	
売上原価(②)		円	
営業経費	人件費	円	
	施設・設備管理費	円	
	清掃費	円	
	修繕費	円	
	光熱水費	円	
	消耗品費	円	
	イベント催事費	円	
	広告宣伝費	円	
	支払保険料	円	
	使用料	円	
	借入金返済額	円	
	その他費用	円	
営業経費計(③)		円	
営業利益(①-②-③)		円	

## 会社概要説明書

法人名(商号又は名称) 又は屋号等					
代表者職・氏名					
所在地	〒      ー				
創業年月日	年	月	日	資本金	万円
事業内容 ※業種・業態・営業品目等					
事業実績・沿革					
総店舗数					
総従業員数					
主要店舗概要	店名	業態	面積	年間売上高	
			坪	千円	
			坪	千円	
			坪	千円	
直近2年間の総売上高	令和6年		令和7年		
	千円		千円		
直近2年間の当期損失	令和6年		令和7年		
	千円		千円		
備考					